

あなたの暮らしをもっと便利に— マイナンバーカード



便利なカードの申請を

●**申請方法**…マイナンバーカードの交付申請書に、顔写真を貼付して、返信用封筒に入れてポストへ投函してください。交付申請書のQRコードから、インターネットによる申請もできます。交付申請書が必要な人は、本人確認書類を持参の上、窓口サービス課までお越しください。

●**受取方法**…同カードの申請をした人に、市から交付通知書を封書で郵送します。受け取りは、原則として申請した本人のみです。通知書が届いたら、必要書類を持参の上、窓口までお越しください。
なお、申請から概ね1か月程度で受け取ることができます。

交付場所	市役所本庁1階 窓口サービス課
開設日時	平日：午前8時30分～午後5時15分
必要書類	①交付通知書 ②通知カード ③住民基本台帳カード（持っている人のみ） ④次の本人確認書類（AまたはB） A 官公庁発行で顔写真付きの書類(原本)の場合…1点 運転免許証、住民基本台帳カード（顔写真付き）、パスポート、身体障害者手帳、在留カード など B 顔写真なしの書類(原本)の場合…2点 健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、預金通帳、学生証 など

マイナンバーは、住民登録をしているすべての人に付番され、社会保障・税・災害対策の分野など、さまざまな手続きに利用されます。これからの時期は、確定申告の際にも必要になります。

市は、マイナンバーカード（個人番号カード）の交付申請を受け付けています。今回は、暮らしを便利にする同カードの活用方法や申請の仕方などについて紹介します。

詳しくは、窓口サービス課（☎47-8764）へ。

なぜ必要？マイナンバー

平成28年1月からスタートしたマイナンバー（個人番号）制度。税や福祉サービス、災害対策における行政手続きなどに、マイナンバーが必要になりました。同制度は市民の利便性の向上や、給付金の不正受給の防止などを目的としています。



手続きにオススメ “マイナンバーカード”



それぞれのご自宅に届いている、マイナンバーが記された「通知カード」。さまざまな手続きを行う際は、同カードのほかに、身分証明書なども必要になります。

その点、「マイナンバーカード」は、顔写真付きで身分証にもなるため、1枚でさまざまな手続きに対応でき、非常に便利です。

カードがあると…さらにこんなサービスも

「確定申告」のオンライン申請に利用できます

これからの時期、「確定申告」が必要な人は、オンライン上で手続きを行うことができます。利用には、パソコン、ICカードリーダーが必要です。



証明書をコンビニで取得できます

住民票の写しや印鑑証明書、戸籍証明書などをコンビニで取得することができます（詳細は右欄の記事に記載）。

図書館の本を借りることができます

図書館の本の貸出カードとしても利用できます。ご利用には事前登録が必要です。

詳しくは、市立図書館（☎78-2622）へ。

さまざまな店舗で利用できます 証明書コンビニ 交付サービス

市は、マイナンバーカードまたは、住基カード（住民基本台帳カード）を使った証明書のコンビニ交付サービスを行っています。

このたび、ミニストップでも、サービスを利用できるようになりました。証明書を発行する際は、ぜひ、お近くのコンビニをご利用ください。

▶**利用時間**／午前6時30分～午後11時 ※12月29日～1月3日を除く

▶**利用できるコンビニ**／サークルKサンクス、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップのマルチコピー機を設置している店舗

▶**発行できる証明書**／【手数料：250円】住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍附票の写し
【手数料：450円】戸籍証明書

紙は大切な資源です

—「雑がみ」回収のおすすめ—

もえるごみの中には、“雑がみ”がたくさん含まれています。普段、何気なく捨てているメモ用紙や封筒、トイレットペーパーの芯などは大切な資源としてリサイクルできます。

“ごみ”としてではなく、地域の資源分別回収に出していただくと、もえるごみが減り資源を有効活用することができます。

紙や布などのリサイクルは、自治会やPTA、各種団体が行う「資源分別回収」をご利用ください。

詳しくは、クリーンセンター（☎89-9278）へ。

紙箱
リボンやテープは取って
たたんでください

ティッシュの箱
ビニールを取って
たたんでください

封筒・ハガキ
住所・名前を消して
ください

ラップ・トイレットペーパーの芯
つぶしてください

ごみ箱の横に置くと便利
お店でもらう紙袋や紙封筒を利用して
出してください

メモ用紙
クリップや金具は取り
除いてください

ごみの野焼きは 禁止されています



家庭などから出るごみを野外焼却する、いわゆる「野焼き」は一部の例外を除いて法律で禁止されています。

野外焼却を行うと、煙や臭いなどにより近隣のみなさんに迷惑をかけるだけでなく、有害物質であるダイオキシン類の発生につながります。家庭などから出るごみは分別をして、ごみステーションへ出してください。

焼却禁止の例外

- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却（しめ縄をたく行事など）
- 農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- たき火のほか日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却（落ち葉たきなど）

上記は一例です。また、上記に該当する場合であっても、近隣の迷惑とならないよう風向き、時間帯に注意してください。

詳しくは、環境衛生課（☎47-8563）へ。